

訪問看護及び予防訪問看護重要事項説明書

1 事業所(ステーション)の概要

(1) 提供できるサービスの地域と種類

事業所	医療法人緑風会 訪問看護ステーションあじさい	
所在地	長崎県長崎市若草町3番25号	
管理者の氏名	横田 貴子	
電話番号	095-894-8500	
FAX番号	095-894-8502	
サービス(介護保険指定番号)	サービスを提供する地域	
・訪問看護(4260190071号)	下記中学校区	
・()号)	片淵 福田 丸尾 淵 緑が丘 岩屋 山里 江平 式見 滑石 横尾 小江 原の各中学校区	

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職体制

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	看護師	1		1	管理業務・訪問看護
サービス提供責任者					
事務職員	1	1		1	事務所の必要な事務
訪問看護サービス	看護師 准看護師	2 1		2 1	訪問看護

従業員	理学療法士	1	1	リハビリテーション
合計		5	5	

(3) サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯
平日	9:00 ~ 18:00
土曜日	9:00 ~ 13:00

営業しない日	日曜日・祝日・1/1~1/3・8/15・12/30~12/31
--------	---------------------------------

2 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

高齢社会に向けて介護が必要な老人等に対して、生活の質の向上、確保を図り日常生活の中の動作能力の維持、回復を目指し、住み慣れた家庭や地域社会で療養できる様、支援する事により、これからの老人問題の重点課題である介護体制作りを行うことを主な目的として、地域の在宅医療の推進に貢献していくことを目標とする。

(2) 運営方針

老人を主とした在宅医療を必要とする人々の生活の質確保に資する見地から、家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すものである。事業運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、他の保険、医療又は福祉サービスとの密接な連携に務めることとする。

3 サービスの内容

定期的な健康チェック・日常生活の看護・リハビリテーション・処置、検査の補助・介護サービスの相談 等行っております。

4 利用者負担金

(1) 利用者負担金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、サービス費の1割~3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【サービス費(9:00~18:00)】※ 別紙「利用者負担表」を参照。

※ 早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~午後10時)は、25%増し、深夜(午後10時~午前6時)は50%増しとなります。

- ※ 准看護師が行った場合は、10%減となります。
- ※ その他必要に応じて加算がつくことがあります。
- ※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

(2) オプション

ご遺体のお世話(死後の処置料)として、10,000 円お支払いいただきます。
保険を利用されない訪問看護・訪問リハビリは、30 分毎 4,000 円お支払いいただきます。

(3) 利用者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月 10 日以降に利用者に請求し、利用者は口座引き落とし又は現金払いにて支払います。

(4) 領収書の発行

事業者は利用者から利用負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(5) その他

サービスの実施に必要な利用者宅の水道、ガス、電気、電話の費用は、利用者の負担となります。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

6 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

6 緊急時の対応方法

サービス提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、

主治医、救急隊、ご家族、指定居宅介護支援事業者などへ連絡をします。

7 事故発生時の対応

事業者がサービスを提供する上で事故が発生した場合は、速やかにご契約者の家族、主治医、居宅介護支援事業所及び市町村に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

(※事故発生時の対応の流れについては、別紙資料1を参照)

8 相談窓口、苦情対応

★ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

★ 苦情解決の組織図については別紙資料2を参照

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

当 事 業 所 ご利用相談室	窓口担当者 横田 貴子 ご利用時間 毎日午前9時～午後6時 ご利用方法 電話 095-894-8500 ※面接 訪問看護ステーションあじさい
-------------------	---

(2) 外部の相談窓口

長崎市役所介護保険課	所在地 : 長崎市魚の町4-1 電話番号 : 095 (829) 1163
長崎県国民健康保険連合会 (介護サービス苦情相談窓口)	所在地 : 長崎市今博多町8番地2 電話番号 : 095 (826) 7293 受付時間 : 午前9時～午後5時 ※ 土曜日、日曜日、祝日は除く

9 事業者(本社)の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	医療法人緑風会 訪問看護ステーションあじさい
代 表 者 名	理事長 上戸 穂高
事業者所在地・連絡先	所在地 長崎県長崎市若草町3番25号 電話番号 095-894-8500 F A X 095-894-8502

(資料 1)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所名	医療法人緑風会 訪問看護ステーションあじさい
申請するサービス種類	訪問看護

措置の概要

1、利用者からの相談又は苦情等の対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

苦情相談窓口

医療法人 緑風会 訪問看護ステーション あじさい
電話番号 095-894-8500
担当者 訪問看護ステーション 管理者 横田 貴子

外部の相談窓口

長崎市高齢者すこやか支援課 095-829-1146
長崎県国民健康保険団体連合会 095-826-7293
(介護サービス苦情相談窓口)

2、円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 利用者より苦情申し出
- ② 事業所内で苦情内容把握検討
- ③ 必要に応じ、利用者との面談、苦情内容把握
- ④ 居宅介護支援事業所へ報告
- ⑤ 居宅介護支援事業所と改善策について協議

* 改善策が見出し難い場合は、利用者、居宅介護支援事業所、当事者の3者を交えて協議するものとする。

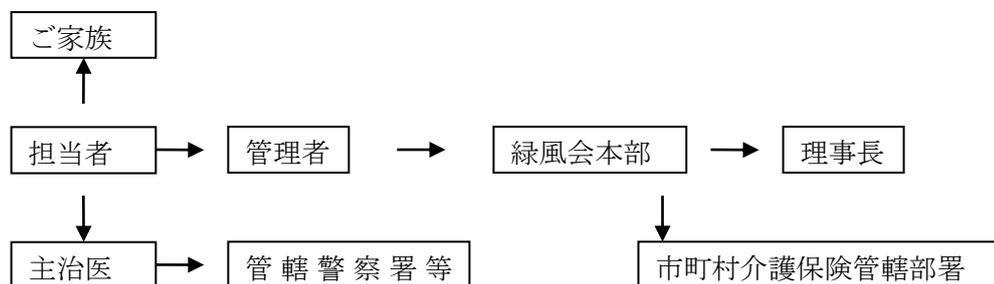
(資料2)

事故を処理するために講ずる措置の概要

事業所名	医療法人 緑風会 訪問看護ステーション あじさい
申請するサービス種類	訪問看護

措置の概要

1、事故発生時の連絡体制



2、事故再発防止について

事故が発生した場合は、担当より「事故処理報告書」を上程し、事故原因の究明及び対応結果について関係者に周知徹底し、事故再発防止に努めます。

3、賠償責任

- 1、業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産・信用に損害を及ぼし、これが法律上の賠償責任を負う場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- 2、事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべからざる事由によって生じた賠償については賠償責任を負いません。とりわけ、事業者は以下の事由に該当する場合には、賠償責任を免れるか又は賠償額が減額されることがあります。
 - ① 利用者が、契約締結時にその疾患又は身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず又は不実の告知を行った事に起因して損害が発生した場合。
 - ② 利用者もしくは介護者（家族等）がサービスの提供のために必要な事項に関する聴取・確認に対し故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事に起因して損害が発生した場合。
 - ③ 利用者もしくは介護者（家族等）が、事業者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

- 4、前2項の賠償額の有無や賠償額については、事業者と利用者が協議して定めることとします。また、事業者と利用者の中で協議が整わない場合には、裁判所における和解や裁判手続きで定められた相当な金額を賠償する事とします。